

道路占用料の誤徴収について

道路を占用する際に徴収した令和 5 年度の道路占用料の一部に誤りがありましたので、お知らせします。

本件につきまして、関係する方にご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。

1 概要

中央土木事務所において、令和 5 年度から令和 6 年度への道路占用許可の継続事務を進めていたところ、令和 5 年度の道路占用料の誤徴収が判明したものです。

2 誤徴収の金額

1, 0 0 8 円

3 原因及び内容

事業者が道路占用許可の継続申請を依頼したところ、当該事業者から令和 4 年 4 月の時点で道路占用廃止届を提出した物件が含まれているとの連絡を受け、確認した結果、担当者が事務処理をする前に他の書類と分けず保管していたため、他の書類に紛れ紛失し、所要の手続きが行われていなかったことによるものです。

4 対応

対象の事業者に対して道路占用料が誤徴収となった経緯を説明し、おわびしました。

今後、誤徴収があった道路占用料を還付します。

5 再発防止策

道路占用関係の書類について、紛失が起きないように事務処理の種類及び処理段階によって保管する場所を明確にし、当該場所に収納します。また、申請書類等を担当者が不在時に他の職員が受付した場合は、受付日時及び受付者の氏名を記入したメモを添付した上で定められた保管場所に収納します。

問合せ先
中央土木事務所
電話 042-769-8262(直通)
対応責任者 兼杉、岩下